

(大阪城公園内室内音楽堂)

COOL JAPAN PARK OSAKA



施設利用規約

●劇場の目的について

当劇場は、関西の舞台芸術に貢献する優れた国内外の演劇・ミュージカル・舞踊・音楽・伝統芸能を上演することを第一の目的としています。その為に、公演内容の計画書、企画書や団体プロフィール等資料の提出をいただき、劇場運営組織の中での検証後に具体的な使用手続きに入っていただきます。

1. お申込みとご契約について

・使用手続きの流れ	
● 使用希望日の 1年前の月の1日	利用申込書、公演企画書の提出
● 公演企画書の 提出の翌月	使用内諾の可否の通知
● 使用申請書 到着後20日以内	使用申請書の提出
● 使用申請書 到着後20日以内	使用承認書の発行
● 使用承認書を受けた後の 2週間以内の指定された期限	【使用料の納付】 利用料の全額または20%相当を納付
● 使用初日の6ヶ月前	【使用料の納付】 使用初日の6ヶ月前に使用料の30%相当を納付
● 使用初日の4ヶ月前	公演情報打合せ
● 使用初日の1ヶ月前	【使用料の納付】 使用初日の1ヶ月前までに使用料の50%相当を納
● 使用初日の2週間前まで	技術打合せ 施設使用
● ご使用後	付帯設備使用料等ご精算

・利用申込書について

当劇場の利用申込書、公演企画書などを劇場スタッフと相談の上ご提出ください。

・予約金は当社指定の銀行口座に指定の期日までにお振り込み下さい。

指定口座：三井住友銀行 難波支店

普通口座 8144541

口座名義 クールジャパンパーク大阪株式会社

・お支払いになった予約金、使用料は利用者の都合で解約される場合は返金できません。

・公演の告知等の広報宣伝は、使用承諾後、予約金のお支払いが完了した後から開始して下さい。

2. 変更と解約について

- ・使用日の半年前より前に解約された場合は利用料の50%をお支払い頂きます。
- ・使用日の半年以内に解約された場合は利用料の100%をお支払い頂きます。
- ・不可抗力について

利用者の責任によらない不測の事故や災害のため、当劇場が使用できなくなった場合は別途協議の上使用料を全額返還致します。ただし、出演者の事故や病気、来日の取りやめ、死亡などによる公演中止などはこの限りではありません。また、この際に発生する利用者の損害に関しては責任を負いません。

3. 事前打合せについて

- ・公演を円滑に進行させるために利用初日の2週間前までに当劇場スタッフ・舞台管理者と下記打合せを行ってください。

打合せ内容	確認事項	提出書類など
舞台プラン 照明プラン 音響プラン 映像プラン	プラン内容、客席形状（要事前申請）	・各仕込図面（平面・断面） ・道具帳 ・バトンシート
使用期間スケジュール	全体スケジュール詳細（仕込から公演、撤去、搬出まで） 公演回数、上演時間（休憩の有無）、楽屋入り時間	・記入した「付帯設備・備品使用書」
スタッフ等関係者	仕込みの参加人数、各スタッフの入り時間、 使用するバックステージパス数	・記入した「付帯設備・備品使用書」
搬入／搬出	搬入出スケジュール、搬入出車両の サイズ・台数・出入り時間	・搬入出の各スケジュール ・搬入出車両の車検証の写し （2t以上または車高3.30m以上の場合）
消防署等への申請 （必ず事前にご相談下さい）	「防火対象物使用開始（変更）届」の内容、 「禁止行為の解除承認申請」の内容	・各種申請書類
映像収録・撮影	映像収録を行う場合は規模・日程・委託業者等	・収録打合せ表 ・カメラおよびマイク設置図面
表方の配置 公演本番日の進行	場内アナウンスの使用に関して、上映中に関して、 場内案内係との打合せ時間、物品販売の有無	・販売物品リストおよび料金表

スケジュール

使用初日作業前に安全確認のためのミーティングのお時間を頂きます。また、公演実施前には緊急時の対応等を確認するミーティング（主催者側関係者全員立会い）のお時間を頂きます。昼夜1時間じつ、食事休憩をスケジュールに組み込む様にして下さい。
（劇場側のスタッフ等への食事の準備は不要です）

バックステージパス

オリジナルパスをご使用の場合は、事前にパス見本と入退館者リストをご提出ください。

映像収録・撮影

専用のライン等、劇場の回線を使用した収録の場合は別途技術協力の申請が必要となります。

表方の配置・ 公演本番日の進行

場内アナウンスは、当劇場録音以外のものをご使用の場合、事前にご相談下さい。
ゲネプロ後もしくは初日3時間前に主催者側の制作担当者と同場内案内係が開場前後～終演後の流れ等を確認するミーティングのお時間を頂きます。

・非常時の案内等について

- 震度5以上の地震 : 非常放送が入ります。公演を中止し、劇場スタッフの指示に従って行動して下さい。
- 震度5未満の地震 : 状況に応じ、基本的には主催者側で中止・続行の判断をして下さい。
(ただし機構の状況等を見て危険と判断した場合、劇場側が中断することもあります)
- 火災 : 非常ベルが鳴り非常放送が入ります。公演を中止し、劇場側のスタッフの案内で避難して下さい。

・損害賠償について

搬入出を含む劇場使用中に発生した疾病・けがや物的損害に対する賠償責任について、当劇場は原則として責任を負わないものとします。必要な場合は主催者側で保険に加入しておいて下さい。また、使用中に建物・諸設備・備品器具等を破損または紛失された場合は、損害を賠償して頂きます。

4. 利用料

ホール (9:00～ 22:00)	総キャパ	利用料				表回り人数 (利用料込)	付帯 設備	時間外料金 (1hあたり) (人件費・交通費別)
		平日		土日祝				
		仕込み	公演日	仕込み	公演日			
WW	1144 (車イス6席含む)	¥595,000	¥850,000	¥770,000	¥1,100,000	6名	別 ※添付 参照	平日85,000 土日110,000
TT	706 (車イス4席含む)	¥336,000	¥480,000	¥462,000	¥660,000	4名		平日48,000 土日66,000
SS	着席300 スクリーン 400～500	¥126,000	¥180,000	¥217,000	¥310,000	2名		平日18,000 土日31,000

※ゴミ処分料も含まれます。

※物販に関しましては物販売上の10%を頂きます。

・チケット委託販売

当劇場では劇場窓口での委託販売可能です。チケット販売手数料は当劇場で販売したチケット売上の10%を頂きます。

5. 注意事項

入場者定員の厳守

消防法上、各劇場の入場者は厳守して下さい。補助席、立見の販売は事前に劇場担当と協議し承認を得て下さい。

入場者の整理

混雑時等は場内案内係とともに入場者の整理にご協力をお願いします。面会者の対応及び楽屋への取次ぎ、整理等は使用者側で行う様ご準備下さい。

バックステージパス

劇場内ではバックステージパスを携帯して下さい。

舞台設備の操作

劇場側の承認を得た方が行って下さい。終了後は原状復帰をお願いします。

連絡方法

内線電話をご利用下さい。利用責任者の方はいつでも連絡が取れる様にしておいて下さい。

楽屋の使用

「楽屋使用上の注意」をよく読み、ご使用下さい。

火器・危険物

指定場所以外での火気・危険物の持ち込みは禁止です。火気、危険物を使用する場合、利用者側の責任で使用日に間に合う様に関係官庁への届け出を行い、その許可証を提出下さい。また当劇場技術関係者と事前に打合せを行って下さい。

●火気、危険物関係：大阪市中央消防署 住所：大阪市中央区本町2-1-6 TEL：06-6947-0119

●警備関係：大阪市東警察署 警備科 住所：大阪市中央区本町1-3-18 TEL：06-6268-1234

●著作権関係：(社)日本著作権協会大阪支部 TEL：06-6244-0351

掲示物	ポスター類、連絡事項、公園関連記事掲出は所定の場所をお願いします。所定場所以外の扉・柱・壁への貼り紙や、画鋏・押しピン・クギ・粘着の強いテープ等の使用はお断りします。
劇場ロビー	避難導線をふさぐ物品販売・展示・掲示等はできません。設置場所等は事前にご相談下さい。
花・贈り物等	受取りから本人へのお渡し、片付け、花かご等の引取りは全て使用者側で行って下さい。 また、楽屋内導線を塞がないようご注意ください。
喫煙・飲食	全館禁煙となりますので、関係者・入場者へ周知をお願いします。 客席内は飲食可能です。主催者側の都合で飲食不可とする場合は、入場者への周知お願いいたします。
取材・撮影等	各取材に係る記者の対応やカメラ整理等は使用者側で行うようにして下さい。カメラ・三脚等が避難導線にかかることは厳禁です。撮影者はパスを携帯し、光漏れ・音漏れは厳重にご注意ください。
<p>・災害緊急時の対策・急患の対応</p> <p>災害、緊急事態の発生、急患に備え、綿密な計画を立て、観客・キャスト・スタッフ等に傷病人が出た場合、使用者が責任を持ってご対応下さい。</p>	
緊急時ミーティング	公演実施前に劇場側の担当者と使用者側全員が集合して行います。災害・緊急時の発生時に備え、役割分担について情報共有を行います。事前にスケジュールに組み込む様にして下さい。
救急車	要請・連絡時は劇場側のスタッフが行います。使用関係者は必ず同乗して下さい。
AED	劇場ロビー内に設置されています。

6. ロビー・売店・飲食ゾーンの利用について

・ロビー、売店、飲食ゾーンの「公演時間とその準備に関わる時間帯」については主催者側責任者と施設運営者の間で利用に関する取り決めの打合せをさせていただきます。

「公演時間とその準備に関わる時間帯」以外については、施設運営者側が使用の有無についての権限を有します。

7. 利用制限

・次の場合、使用をお断りする場合がございます。

- ①公の秩序、風俗を乱す恐れがあると認められた場合
- ②催事に関わる人々が暴力団員又は暴力団と密接な関係があると認められた場合
- ③当劇場の利用要項、もしくはそれに基づく細則、注意事項に従わなかった場合
- ④劇場及び付帯設備を破損または滅失する恐れがあると認められた場合
- ⑤利用の権利を他に譲渡または転貸した場合
- ⑥管理上支障があると認められた場合
- ⑦当劇場の運営責任者が、劇場運営上不適当と判断した場合
- ⑧関係諸官庁から中止命令が出た場合
- ⑨大規模地震対策特別措置法により、警戒宣言が発令された場合

・利用要項の改定について

この利用要項は当社の判断で適宜改訂することがあります。